岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

岡崎市長 内田康宏

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則 (岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第1条 岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則 第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第11項中 第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 (岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 岡崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市 規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第5条中「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第31条第2項(第47条において準用する場合を含む。)の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)、」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合、」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、」に、「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームの」に改め、「(第31条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を削る。

第10条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第11条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。 第20条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

- 第20条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 第32条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
  - (7) 緊急時等における対応方法

第37条中「第20条まで」を「第20条の2まで」に改める。

第39条第8項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 第47条中「第20条」を「第20条の2」に改める。

附則第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に 改める。

(岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則 第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第11項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院 又は」に改め、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。 (岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第4条 岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第42条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を、「場合の」の次に「指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密

着型介護老人福祉施設の」を加え、「第42条第2項」を「岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第13号)第156条第2項」に改め、同条第9項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第9条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第26条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第26条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第3条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第43条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第48条中「第26条まで」を「第26条の2まで」に改める。

附則第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に 改める。

(岡崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則の一部改正)

第5条 岡崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第6項中「以外の介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項及び第5条第3項第2号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第6条第1項中「各号」の次に「の」を加える。

第41条第3項第2号中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。 附則第3項から第6項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に 改める。

(岡崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正) 第6条 岡崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25 年岡崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第7条 岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成 25年岡崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 基準該当訪問介護(第37条~第40条)」を「

第2節 共生型訪問介護(第36条の2)

第3節 基準該当訪問介護(第37条~第40条)

」に、「第66条」を「第65条の2」に、「第2節 削除」を「第2節 共生型通所介護(第91条)」に、「第3節 基準該当短期入所生活介護(第148条~第152条)」を「

第3節 共生型短期入所生活介護(第147条の2)

第4節 基準該当短期入所生活介護(第148条~第152条)

」に改める。

第5条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2の2) 居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)その 他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」 という。)に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機 能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第13条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第40条中「前節」を「第1節」に改める。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型訪問介護

(準用)

第36条の2 前節の規定(第3条第1項の規定を除く。)は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第53条第5項中「第164条第10項」を「第164条第14項」に改める。

第57条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第5章中第66条の前に次の1条を加える。

(従業者)

- 第65条の2 条例第32条第1項に規定する訪問リハビリテーション従業者は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。
  - (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
  - (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上
- 2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第64条の2第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第72条第1項中「、看護職員(条例第35条に規定する看護職員をいう。第75条第3項に おいて同じ。)」を削る。

第73条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第75条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、 同条第3項を削る。

第7章第2節を次のように改める。

(準用)

第91条 第8条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第27条から第33条まで、第35条、第43条及び前節(第78条、第80条及び第90条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第81条第3項、第84条第2号及び第85条第5項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第89条第2項第3号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

第92条から第105条まで 削除

第111条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第112条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第124条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第133条第2項中「(岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年岡崎市条例第44号)第5条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型短期入所生活介護

(準用)

第147条の2 第9条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第28条から第35条まで、第43条、第81条、第87条及び第1節(第119条、第121条及び第138条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第81条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第123条、第126条第1項及び第135条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第137条第2項第3号中「第64条第5項」とあるのは「第69条の3に

おいて準用する第64条第5項」と、同項第4号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第5号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第6号中「次条において準用する第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と読み替えるものとする。

第153条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第162条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該介護 医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることと なる利用者数

第171条中「ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、」を「次に掲げる」に、「を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数」を「数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所に あっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合にお いて入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員 及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第173条第8項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第205条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第206条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。 第223条中「「利用者」と」の次に「、第26条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従 業者」と」を加える。

附則に次の2項を加える。

- 5 第173条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。
- 6 第191条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第8条 岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成25年 岡崎市規則第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第64条の2」に、「第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第134条~第138条)」を「

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護(第133条の2)

第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第134条~第138条)

」に改める。

第5章中第65条の前に次の1条を加える。

(従業者)

第64条の2 条例第32条第1項に規定する介護予防訪問リハビリテーション従業者は、 次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を置かなければならない。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な 1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上
- 2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第65条の2第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第70条第1項中「、看護職員(条例第35条に規定する看護職員をいう。第74条第3項に おいて同じ。)」を削る。

第71条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第74条第3項を削る。

第95条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第124条第1項中「第61項第2項」を「第61条第2項」に改め、同条第2項中「第61項第3号各号」を「第61条第3項各号」に改める。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護

(準用)

第133条の2 第43条、第44条の3から第44条の6まで、第44条の8、第44条の9、第44条の12から第44条の14まで、第44条の16から第44条の23まで、第96条の2、第105条及び第107条から第122条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第44条の16中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)と、第96条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条及び第113条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは

「第62条の3において準用する第57条第2項」と、同項第4号中「第123条において準用する第44条の12第2項」とあるのは「第44条の12第2項」と、同項第5号中「第123条において準用する第44条の14」とあるのは「第44条の14」と、「第123条において準用する第44条の22第1項」とあるのは「第44条の22第1項」と読み替えるものとする。第139条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第142条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を 当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超え ることとなる利用者数

第154条中「ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護 事業所にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした 場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 にあっては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において 入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第160条第8項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第197条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第198条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。 附則に次の3項を加える。

- 5 第160条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは 診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介 護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないこ とができること。
  - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の 実情に応じた適当数
- 6 第178条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。
- 7 第162条及び第180条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部 改正)

第9条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則 (平成25年岡崎市規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定療養通所介護(第49条の19~第49条の33)」を「

第2節 共生型地域密着型通所介護(第49条の18の2)

第3節 指定療養通所介護(第49条の19~第49条の33)

」に改める。

第3条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)」に改め、同条第5項中「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

## (12) 介護医療院

第3条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第11項中「第164条第10項」を「第164条第14項」に改める。

第6条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第33条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第39条第2項中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)」に改める。

第49条の23中「(次条において「運営規程」という。)」を削る。

第49条の24中「運営規程」を「前条の重要事項に関する規程」に改める。

第49条の33中「第28条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第49条の23の重要事項に関する規程」と、」を加える。

第3章の2中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型地域密着型通所介護

(準用)

第49条の18の2 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条、第 25条、第28条から第32条まで、第35条、第46条及び前節(第49条の2、第49条の4及び 第49条の18を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第49条の6第3項、第49条の10第4号及び第49条の11第5項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」とあるのは「第18条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

第68条第1項第2号中「及び」を「並びに」に改め、「他のサテライト型指定小規模 多機能型居宅介護事業所」の次に「及びサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げ る施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定地域密着型介護老人福祉施 設」を「、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院」に改める。

第69条第3項、第70条、第86条第3項、第94条第2項、第95条及び第106条第3項中「介護者人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第110条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

## (3) 介護医療院 介護支援専門員

第129条第3項中「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び」を「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。)に」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を、「)を併設する場合」の次に「の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(岡崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年岡崎市規則第8号)第42条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)」を加え、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設と併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」

の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第134条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第136条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第146条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第146条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第129条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第157条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第164条第1項中「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及びサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者、本体看護多機能型事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体看護多機能型事業所に係るサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びにサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る本体看護多機能型事業所、当該本体看護多機能型事業所に係る他のサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体看護多機能型事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

## (4) 介護医療院

第164条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 については、本体看護多機能型事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切 に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作 成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第170条第 1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。 第164条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体看護多機能型事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体看護多機能型事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第165条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護 医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支 障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、 本体看護多機能型事業所の管理者をもって充てることができる。

第166条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第170条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第164条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第173条中「の活動状況」と」の次に「、第73条中「第68条第12項」とあるのは「第164 条第13項」と」を加える。

附則第2項から第4項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に 改め、附則に次の1項を加える。

6 第110条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に

転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数とする。

(岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第10条 岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関す る規則(平成25年岡崎市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第38条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を「、指定地域密着型介護老人福祉施設又は介護医療院」に改める。

第39条第3項、第40条、第51条第3項、第62条第2項、第63条及び第71条第3項中「介護を人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第11条 岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則(平成27年 岡崎市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下次条第1項を除き、単に「介護支援専門員」という。)」を削る。

第4条第1項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第14条第9号中「ただし、」の次に「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13の2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第14条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同条第18号の次に次の1号を加える。

(18の2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第14条第19号中「主治の医師又は歯科医師(次号において「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19の2) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部改正)

第12条 岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則(平成27年岡崎市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第29条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」 を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)又は薬剤師に提供するものとする。

第14条第21号中「主治の医師又は歯科医師(次号において「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条中岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する規則第205条第1号の改正規定、第8 条中岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ

- ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則第197条第1号の改正規定及び第11条中岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則第14条第18号の次に1号を加える改正規定は平成30年10月1日から施行する。 (看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する 指定居宅サービスを行っている事業所において行われる岡崎市養護老人ホーム及び特別 養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改 正する条例(平成30年岡崎市条例第17号)第4条の規定による改正前の岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する指定居宅療 養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う 保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) が行うものについては、第7条の規定による改正前の岡崎市指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営の基準に関する規則第72条及び第75条の規定は、平成30年9月30 日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

3 この規則の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを 行っている事業所において行われる岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並び に軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例第5条の 規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条 例第35条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについ ては、第8条の規定による改正前の岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備 及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の 基準に関する規則第70条及び第74条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効 力を有する。

(管理者に係る経過措置)

4 平成33年3月31日までの間は、第11条の規定による改正後の岡崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する規則第4条第1項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を同項に規定する管理者とすることができる。